

## 対象用具一覧表

### (1) 介護・訓練支援用具

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
特殊寝台 (ベッド)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (18歳以上) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	154,000円	8
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者で常時介護を要するもの(18歳以上) 療育手帳A及び下肢又は体幹機能障害2級以上の者(3歳～17歳) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	19,600円	5
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者で常時介護を要するもの(学齢児以上) 難病患者等で自力で排尿できないもの	67,000円	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で入浴介助が必要なもの(3歳以上)	82,400円	5
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で下着の交換等に介助を要するもの (学齢児以上) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	15,000円	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (3歳以上) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,000円	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (3歳～17歳)	33,100円	5
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (学齢児～17歳) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	159,200円	8

## (2) 自立生活支援用具

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の者で入浴介助を必要とするもの（学齢児以上） 難病患者等で入浴に介助を要するもの	90,000円	8
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（学齢児以上） 難病患者等で常時介護を要するもの	4,450円	8
頭部保護帽	療育手帳Aの者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	12,160円	3
歩行補助杖 （1本杖のみ）	下肢又は体幹機能障害の者	木材 2,266円 金属 3,090円	3
移動・移乗支援用具 （手すり、スロープ等で、住宅改修を伴わないものに限る。）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等に介助を必要とするもの（3歳以上） 難病患者等で下肢が不自由なもの	60,000円	8
特殊便器	上肢障害2級以上の者（学齢児以上） 療育手帳Aの者で排便後の処理が困難なもの（学齢児以上） 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの	151,200円	8
火災報知器 （障害に応じた特殊なものが必要な場合に限る。）	療育手帳A及び身体障害等級2級以上の者で、火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	15,500円	8
自動消火器	療育手帳A及び身体障害等級2級以上の者又は難病患者等で、火災発生の感知・避難が困難な障害者又は難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	28,700円	8

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
電磁調理器	療育手帳A及び視覚障害2級以上の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの (18歳以上)	41,000円	6
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上の者 (学齢児以上)	7,000円	10
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害者2級の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	87,400円	10

## (3) 在宅療養等支援用具

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)を行うもの	51,500円	5
ネブライザー	呼吸機能障害3級以上の者又は同程度の障害を有する者 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	36,000円	5
電気式たん吸引器		56,400円	5
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を受けている者(18歳以上)	17,000円	10
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの (学齢児以上)	9,000円	5
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(18歳以上)	18,000円	5
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(18歳以上)	15,000円	5
動脈血中酸素飽和度測定器	難病患者等で人口呼吸器の装着が必要なもの	157,500円	—

## (4) 情報・意思疎通支援用具

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有するもの（学齢児以上）	98,800円	5
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の者	383,500円	6
点字器	視覚障害2級以上の者	標準型 10,400円	7
		携帯型 7,200円	5
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者で本人が就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	63,100円	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者（学齢児以上）	89,800円	6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者（学齢児以上）	115,000円	6
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能となるもの（学齢児以上）	198,000円	8
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者（18歳以上）	13,300円	10
視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上の者（18歳以上）	29,000円	6
点字図書	視覚障害者又は視覚障害児で情報の入手を主に点字により行っているもの	一般図書 価格との 差額	—
聴覚障害者用通信装置（FAX）	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（学齢児以上）	71,000円	5

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
聴覚障害者用情報受信装置（文字放送）	聴覚障害者のうち必要と認められるもの	88,900円	6
人工喉頭	音声・言語機能障害者で、喉頭摘出により発声することができないもの	笛式 5,000円	4
		電動式 70,100円	5
情報支援用具パソコン使用補助周辺機器・ソフト等 （障害者向けのものに限る。）	上肢若しくは視覚障害2級以上の者であって、必要と認められるもの	100,000円	4
人工内耳用体外装置 （買い替えのみ対象）	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置を装用後5年を経過しているもの	200,000円	5
人工内耳空気亜鉛電池	人工内耳用体外装置を装用後1年を経過している者 直近の給付を受けた日から1年を経過している者	20,000円	—
人工内耳充電式電池	人工内耳用体外器を装用後1年を経過している者 直近の給付を受けた日から1年を経過している者	10,000円	—
人工内耳充電器	人工内耳用体外装置を装用後3年を経過している者 直近の給付を受けた日から3年を経過している者	25,000円	3
人工内耳用イヤーマールド	人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められる者	9,432円	—

## (5) 排泄管理支援用具

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
ストマ用装具 (蓄便袋) 洗腸用具	直腸機能障害によるストマ造設者	1月当たり 8,858円	—
ストマ用装具 (蓄尿袋) 洗腸用具	膀胱機能障害によるストマ造設者	1月当たり 11,639円	—
紙オムツ等	高度の排便機能障害若しくは排尿機能障害がある者又は脳原性運動機能障害があり、かつ、意思表示が困難である者(3歳以上)	1月当たり 12,360円	—
収尿器	脊椎損傷等により常時介護が必要な者	男性 7,931円 女性 8,755円	1

(6)住宅改修費

種目	障害及び程度等	基準単価	耐用年数
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者 (特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の者) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	200,000円	—

備考

- 1 人工内耳空気亜鉛電池、人工内耳充電式電池及び人工内耳充電器は、重複して給付しないものとする。
- 2 ストマ用装具、洗腸用具及び紙オムツ等の給付券については、申請1回につき6か月分までを給付することができるものとする。
- 3 点字図書(雑誌等を除く。)の給付は、1人当たり1年度につき6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。